

2013年6月22日

平成25年度ハンセン病問題対策協議会 まとめ

1 協議結果

(1) 謝罪・名誉回復

副大臣が冒頭挨拶で触れ、さらに確認した。

(2) 社会復帰・社会内生活支援

まず副大臣から、基本方針の確認がされた。

続いて全退連会長から、家族被害の実態と退所者給与金を遺族に継承させることを求める根拠について話があった。山本課長から、第2次アンケートを取り組むに至った経緯や今後の作業予定などについて発言があった。

今回初めて提起された非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援については、退所者の第2次アンケートが終わってから、同様に実態をつかむために実施したいという表明があった。

(3) 真相究明

冒頭、各療養所の歴史的建造物・史跡等の保存についての意義について再確認し、統一交渉団が緊張感をもって真剣に取り組んでいるのに比べ、厚労省の熱意が感じられない、という指摘をした。また、緊急に保全が必要なケース、追加調査は全面的に国の負担で行うことが確認された。

ついで、重監房復元（再現）事業については、山本課長から、4月の入札不調、5月再入札、続いて展示の入札、発掘工事というスケジュールが説明された。しかし、これでは来年3月の竣工が危ぶまれ、5月にはハンセン病市民学会が草津で予定されていることもあって、冨さんからスケジュールの遅れへの厳しい指摘があり、さらなるスピードアップを要請した。

菊池医療刑務所の保存については、志村さんから要請があり、厚労省からは引き続き法務省との調整を続ける、という答弁があった。副大臣からも「しっかり受け止めたい」との発言があった。

各園に対する学芸員の配置については、疾病対策課長から検討に向けた積極的は発言があった。

資料館の新規収蔵庫については、今後の見込みや専門家の意見も聴いて検

討したいという答弁であった。

再発防止検討会の提言である医療基本法の制定については、医政局総務課長から検討状況が報告された。統一交渉団からは、厚労省部内で開いている検討会に医政局総務課もきちんと出席することを要請した。

(4) 将来構想

療養所医療の地域開放について実績が報告された。国立病院課のスタンスは、入所者の医療に妨げが出ないことを大前提として、自治会と相談しながら開放の拡大を図ることが表明された。

同様に、邑久光明園の特別養護老人ホームの取り組みについても、自治会と相談しながら、所在自治体に広報していくという回答であった。

(5) 在園保障

3つの論点について統一交渉団から総括的に説明した後、3つについて全て副大臣から答弁があった。

まず、終生在園保障の基本方針が確認された。

ついで、定数削減の母数から外すことについては、平成21年度の閣議決定から除外は難しいので運用で実質を確保したい、平成27年度以降については定数削減の対象から除外されるよう努力したい、という回答であった。

さらに、賃金職員の定員化については、介護ニーズなどに応じて定員化を図りたいという表明がされた。

期間業務職員の待遇改善についても、これまでの取り組みを紹介しつつ更なる取り組みが表明されたが、具体的な内容は示されなかった。

大島の官用船については、当面職員による運航を維持する方針に変わりはなく、再任用を活用しつつ、雇用の安定に努力したいという表明があった。

その後の議論は、定数削減の母数から外す問題に集中した。まず神会長から、副大臣の発言は官僚の用意した書面の域を出ない、それでは今日は治められない、各療養所では既にハンガーストライキの準備ができていて、この回答では明日からハンガーストライキに入らざるを得ない、もっと積極的な回答をして欲しい、と強く迫った。

これに対し副大臣は、平成21年閣議決定でも治安（警察）、安全保

障（外務省）では、定数削減に柔軟に対応した。運用の中で結果を出す取り組みをしたい。閣議決定については、いつから検討が始まるかわからないが、田村厚労大臣に申し上げて除外規定として明記されるよう取り組みたい、と述べた。

この副大臣の発言を受けて、神会長が、統一交渉団として厚労大臣に面談したいと申し入れたところ、副大臣は「早期に実現するよう努力する」としたが、「年を越すことのないうちに」と付け加えたことから紛糾し、堅山さん、野間弁護士、徳田弁護士、冨さんらが強く早期厚労大臣面を迫った。副大臣は、面談もさることながら、面談したときに良い答えが出せることが大事で、それには調整を含め時間がかかる、と答弁したが、あくまでもこちらはハンガーストライキが構えられていることを挙げて、早期面談を求め、7月中を目安に面談の実現を図ることとなった。佐川さん、志村さんからも補強する発言があった。

2 総括

- (1) 今回の協議会は、待ったなしとなった「定数削減から療養所を除外すること」に、どうしても道筋をつけなければならなかった。そこで、協議時間の半分以上をこの問題に割いた。事が高度の政治課題であることからして、最終的には総理大臣の政治判断で療養所を除外させる以外ない。今回はそこに至る前段として、実力行使を背景に、厚労大臣面談実現に向けた努力を約束させることができた。
- (2) その他の課題は、作業部会などでの協議が進行中であり、また将来構想などは、昨年より前進し、具体的な成果も出ていることから、これを後押しする、という位置づけで協議を行った。
- (3) ただ、真相究明に係る歴史的建造物等の保存や重監房復元などについては、既に確認されている取り組みなのに、厚労省のスケジュール管理が甘く、停滞している事項が多く見られる。厚労省の中でのハンセン病問題の位置づけが下がっていることが懸念される。
- (4) そういう中で、違法な隔離政策による被害補償として為されるべき療養所の療養介護が、人員合理化によって切り下げられることは、絶対に容認できない。全療協の実力行使宣言を背景に、今年は確実に定員

削減からの除外への道筋をつけなければならない。